

災害発生時における衛星放送の活用 検討(案)

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会
衛星放送ワーキンググループ

令和6年5月16日

放送を行うための周波数帯域について

○ 災害発生時に衛星放送を行うためには周波数帯域を確保することが必要

- ⇒ 災害発生時に放送を行うための周波数帯域の確保の在り方をどのように考えるか。
- ⇒ 放送を行うために必要となる帯域幅をどのように考えるか。
- ⇒ 中継器利用料等のインフラコストの負担をどのように考えるか。

放送の実施主体について

○ 衛星放送を行う事業者は、放送法に基づき衛星基幹放送の業務に係る認定を受けることが必要

- ⇒ 災害発生時に衛星放送による情報提供を行う場合の実施主体をどのように考えるか。
- ⇒ 衛星基幹放送の業務に係る認定制度をどのように考えるか。
- ⇒ 災害発生時に速やかに認定を行う仕組みをどのように考えるか。

平時における放送について

○ 災害発生時に速やかに放送を行うためには、平時から体制を整備しておくことが必要

- ⇒ 平時の運用体制をどのように考えるか。
- ⇒ 平時の放送内容や認定の種別をどのように考えるか。
- ⇒ インフラコストの負担をどのように考えるか。

【認定の経緯等】

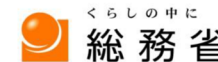
- NHKにおいては、能登半島地震発災後の令和6年1月9日から、臨時対応として、「BSプレミアム」のチャンネルでNHK金沢放送局の番組を放送。
- 「BSプレミアム」に係る衛星基幹放送の業務については、同年3月31日をもって廃止される予定であったことを踏まえ、総務省は、NHKからの申請を受け、3月29日に「臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）」に係る衛星基幹放送の業務を認定。

※ 認定に当たっては、通常の衛星基幹放送の業務に係る認定と同様に、放送法第93条第1項の規定に基づき、基幹放送局設備の確保、経理的基礎及び技術的能力の有無、技術基準への適合等について審査を実施。

※ 臨時目的放送とは、放送法施行規則第7条第2項各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- － 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会
その他これに類する催し物の用に供すること
- － 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和6年3月29日

日本放送協会の臨時目的放送に係る衛星基幹放送の業務の認定

総務省は、本日、日本放送協会（会長：稲葉 延雄）から放送法（昭和25年法律第132号）第93条第2項の規定に基づき申請があった臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）に係る衛星基幹放送の業務について、認定を行いました。

本件の概要は以下のとおりです。

申請者	日本放送協会
申請年月日	令和6年3月26日
業務開始の予定期日	令和6年4月1日
中央の周波数	11.76584GHz

連絡先

- (1) 衛星基幹放送の業務の認定に係る手続について
情報流通行政局衛星・地域放送課
担当：庄司課長補佐、長沼係長、中里官
電話：03-5253-5799（直通）
- (2) 日本放送協会について
情報流通行政局放送政策課
担当：根岸課長補佐、中村係長、成毛官
電話：03-5253-5777（直通）

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 衛星基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合すること。
- 五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

六 当該認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送、移動受信地上基幹放送又はコミュニティ放送（超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分之一以上を占めるもの

ホ（略）

ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項（第四号を除く。）の規定により移動受信地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がヘからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2～5（略）

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

第七条（略）

2 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。